

令和7年鎌ケ谷市農業委員会第7回定例総会会議

鎌ケ谷市農業委員会会長時田将は、令和7年鎌ケ谷市農業委員会第7回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和7年7月9日(水) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 古川 和昭 委員 | 2. 高橋 雅浩 委員 | 3. 川村 誠司 委員 |
| 4. 石井 晃 委員 | 5. 板橋 睦男 委員 | 6. 熊谷 弘和 委員 |
| 7. 石井 正美 委員 | 8. 奥山 喜和子委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕委員 | 11. 皆川 利一委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 尾形 真宏 委員 | 飯田 展久 委員 |
| 鈴木 久夫 委員 | 渋谷 庄司 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 3名

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 市村 昌子 |
| 主 査 | 浅海 一洋 |
| 主任主事 | 鈴木 庸平 |

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

- | | | |
|-------|-------------------------------|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第3号 | 農用地利用集積等促進計画について | 1件 |
| 議案第4号 | 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について | 1件 |
| 議案第5号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について | 1件 |
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について | 3件 |
| 報告第2号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について | 4件 |

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定数に達しておりますので、令和7年鎌ケ谷市農業委員会第7回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、

10番、山田芳裕委員、
11番、皆川利一委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は2班です。
飯田展久班長より総括報告をお願いいたします。

飯田 班長 議長

時田 議長 飯田展久班長

飯田 班長 2班の現地調査の報告をいたします。

7月1日午後1時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農地法第5条に規定による許可申請について2件、農用地利用集積等促進計画について1件、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について1件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件の合計6件です。

2班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、をご説明いたします。

本申請は、譲渡人は農業経営の縮小のため、譲受人は農業経営の拡大を目的として所有権移転を行うものです。

申請地は、畑2筆、合計面積5,678平方メートルです。

営農計画は、梨の栽培を行います。

譲受人の取得後の経営面積は約2.7ヘクタール以上となり、年間の従

事日数は300日で、専農従事者数は3名です。

また、所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農業経営実態証明書により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。
熊谷 委員 議長
時田 議長 6番、熊谷弘和委員
熊谷 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑2筆、合計面積5,678平方メートルの梨畑の荒廃地です。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、営農計画について詳細を確認したところ、今年度中に隣接道路部分の樹木を伐採のうえ、荒廃している農地をきれいにし、次年度には梨畑を手掛ける予定であるとのことでした。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1及び審議番号2を内容により一括審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1及

び審議番号2を一括してご説明いたします。

申請地は、審議番号1が、畑2筆、合計面積330平方メートル、審議番号2は、畑2筆、合計面積915平方メートルの所有権移転による資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は建築業を営んでおり、現在船橋市に資材置場を2か所所有していますが、近年、新鎌ヶ谷駅周辺に現場が多く、また、今後増加する見込みであることから、利便性等を考慮し、新たに資材置場を設置するもので、転用計画は妥当なものであると思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を砂利敷き及び転圧のみとすることにより自然浸透とし、周囲を堰堤で囲うことにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径1キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、今後見込まれる工事現場等から最寄りであることから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われま

す。

時田 議長
皆川 委員
時田 議長
皆川 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

11番、皆川利一委員

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2を一括して報告いたします。

7月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、審議番号1が、畑2筆、合計面積330平方メートル、審議番号2は、畑2筆、合計面積915平方メートルのともに普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、現地が前面道路より若干低く奥に向かって傾斜があることから、造成等は必要ないか確認したところ、問題はないとの回答でした。次に、土砂等の流出抑制が堰堤であることから、定期的な管理をすること、工事期間中は基より、施工後においても出入り等には十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出すること、また、使用6か月後には転用事実確認証明願を提出し、地目変更を

すること、なお、事業計画等に変更が生じた場合は、事前に農業委員会事務局に相談することを指導しました。最後に、関係各課からの意見の受領及び署名をお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号1及び審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、審議番号1及び審議番号2は可決されました。

時田 議長

続きまして、議案第3号農用地利用集積等促進計画について、を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事

議長

時田 議長

鈴木主任主事

鈴木主任主事

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積等促進計画について、をご説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積4,290平方メートルの農地で、賃借権の更新で、更に5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

渋谷 委員

議長

時田 議長

渋谷庄司推進委員

渋谷 委員

議案第3号農用地利用集積等促進計画について、を報告いたします。

現地は、畑1筆、面積4,290平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり農用地利用集積等促進計画の更新で、更に賃借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほど
よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご
異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、議案第3号は可決されました。

時田 議長

続きまして、議案第4号都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく
事業計画について、を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事

議長

時田 議長

鈴木主任主事

鈴木主任主事

議案書の6ページをご覧ください。

議案第4号都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画につ
いて、をご説明いたします。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基
づき、鎌ヶ谷市長より令和7年6月13日付けで、都市農地の貸借に係る
事業計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積1,235平方メートルの農地に、新たに使用
貸借による3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、地域と調和し、所有農地を効率的に利
用した営農を行うとともに、地域の特性に応じた作物を生産するものと認
められることから、事業計画の認定要件は満たしているものと思われま
す。

以上です。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

渋谷 委員

議長

時田 議長

渋谷庄司推進委員

渋谷 委員

議案第4号都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画につ
いて、を報告いたします。

現地は、畑2筆、合計面積1,235平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の都市農地の貸借に関する事業計画
で、使用貸借権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、議案第4号は可決されました。

時田 議長

続きまして、議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事

議長

時田 議長

鈴木主任主事

鈴木主任主事

議案書の7ページをご覧ください。

議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、をご説明いたします。

申請地は、市街化区域内の特定生産緑地に指定された畑2筆、合計面積4,907平方メートルの内4,787平方メートルです。

本申請は、農地の相続税の猶予を受けるために申請されたものです。

申請人は経営主として耕作を行い、今後も引き続き農業経営を行うとのこと。

また、年間従事日数、耕作、従事年数等につきましては、農業経営実態証明書及び申請人からの聞き取りにより確認し、特に問題はありません。

以上です。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

奥山 委員

議長

時田 議長

8番、奥山喜和子委員

奥山 委員

議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、を報告いたします。

7月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査を実施しました。現地は、畑2筆、合計面積4,907平方メートルの内4,787平方メートルで、特定生産緑地に指定された普通畑として適切に耕作されていました。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

議案第5号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、議案第5号は可決されました。

時田 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号及び報告第2号を事務局から報告願ひます。

鈴木主任主事

議長

時田 議長

鈴木主任主事

鈴木主任主事

それでは、議案書の8ページから9ページをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について3件、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について4件の合計7件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

時田 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願ひます。

時田 議長

以上で、令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第7回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦勞様でした。

閉会 午後4時25分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 7年 7月30日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山田 芳裕

鎌ヶ谷市農業委員会委員 皆川 利一